

一般名処方加算 掲示事項

一般名処方のご案内

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月より医療上の必要性なく、患者様が長期収載品(先発薬)を選択した場合は、選定療養として特別負担が発生します。